

入札説明書

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会

下記に係る競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

調達案件名称	堺市総合福祉会館舞台関係業務
業務概要	社会福祉法人堺市社会福祉協議会が管理運営する堺市総合福祉会館のホールの舞台運營業務に際し、その安全確保を前提に、舞台関連設備の適切かつ的確な管理・運営により、劇場の施設機能を十分に発揮し、施設利用者への適切な舞台環境を提供することを目的とする。
入札方法	郵便入札
入札金額	総価（詳細は後記8（2）を参照）
見積明細書	不要
契約方法	総価契約
最低制限価格	設定しない
事後審査	無
履行期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
履行場所	契約書又は仕様書に記載のとおり
担当部署	社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 総務課（会館管理） 担当：水上、渡部、中井 TEL：072-222-7500 FAX：072-221-7409 メールアドレス：kaikan-kanri@sakai-syakyo.net

2 競争入札参加資格

当該案件への入札参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- （1）令和2年度の「堺市物品調達・委託等入札参加資格」において、種別「057003 舞台装置の操作」で登録していること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）。
- （3）参加申請締切日から開札日までの間に堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を含む。）を受けていないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続き開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第223条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- （5）参加申請締切日から開札日までの間に堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定。「以下「排除要綱」という。」による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けている者でないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者でないこと。

- (6) 当該案件の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）が、他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一案件に参加することはできない。）。
- (7) 組合については、その構成員が当該案件に入札参加の申込みをしていないこと。
- (8) 入札説明書で指定する書類の全てを提出できること。
- (9) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に履行できること。

3 スケジュール

(1) 仕様書等の配布

配布期間	公告日から 令和3年3月1日まで
配布方法及び手続きの詳細	後記「4」のとおり

(2) 入札参加資格審査申請

申請期間	公告日から 令和3年3月1日まで
申請方法及び手続きの詳細	後記「5」のとおり

(3) 質疑の申請

申請期間	公告日から 令和3年3月1日午後4時00分まで
質疑方法及び手続きの詳細	後記「6」のとおり

(4) 資格審査結果通知

通知日	令和3年3月3日
通知方法及び手続きの詳細	後記「7」のとおり

(5) 入札書の提出

提出期間	令和3年3月12日午後5時まで
入札方法及び手続きの詳細	後記「8」のとおり

(6) 開札

開札日時	令和3年3月15日 午前10時
開札方法及び手続きの詳細	後記「8」のとおり

4 仕様書等の配布

(1) 配布方法

当該案件の仕様書等の関係書類は、当会ホームページからダウンロードすること。なお、窓口及び郵送等での配布は行わない。

当会ホームページ) <http://www.sakai-syakyo.net/>

(2) 費用及び目的外使用の禁止

仕様書等は無料とする。なお、仕様書等は当該案件の入札の積算、見積り以外の目的で使用してはならないこととし、入札終了後に破棄又は責任をもって管理すること。

5 入札参加資格審査申請

(1) 申請手続

申請先	前期「1」の担当部署のとおり
申請書類	入札参加資格確認申請書
申請方法	封筒に一般競争入札参加資格審査申請書（社会福祉法人堺市社会福祉協議会長あてのもの）及び入札参加資格審査の結果通知用の440円分切手（以下「申請書類」という。）を同封し、一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送すること。（前期「3の（2）」

	の期間内、当日の消印有効)
--	---------------

(2) その他注意事項

- ア 申請に要する費用は、入札参加者が負担すること。
- イ 事前審査書類に虚偽の記載があれば、当該案件の入札参加を認めないものとする。
- ウ 申請書類等が一般書留郵便及び簡易書留郵便以外の方法で担当部署に届けられたとき、消印が押印されていないとき又は消印日が申請締切日より後であったときは申請を無効とする。

6 質疑の申請及び回答の公表

(1) 質疑の申請

契約書、仕様書及び入札説明書等に質疑がある場合は、前記「3の(3)」の申請期間内に、質疑書により質問の内容を提出しなければならない。

申請先	前期「1」の担当部署のとおり
申請方法	メールでの提出に限る 前記「3の(3)」の申請期限内に必着とする。なお、提出した旨を、前記「1」の担当部署まで電話連絡し、到達確認をすること。 メールアドレス：kaikan-kanri@sakai-syakyo.net
申請書類	質疑書(当会様式)

(2) 回答の公表

質疑の回答については、原則として後記「6」の入札参加資格に係る結果通知と合わせて郵送する。なお、急を要する回答については入札参加資格確認申請済みの者に電話連絡の上、メールにて回答する。

7 入札参加資格に係る審査及び確認結果通知

(1) 入札参加資格に係る審査

前期「5」の申請に係る審査については、参加申請締切日を審査基準日として、前期「2」の各要件を審査(以下「事前審査」という。)するものとする。

(2) 入札参加資格に係る結果通知

- ① 事前審査を行った結果、入札参加資格を有すると認められた(以下「合格」という。)入札参加者には、前期「3の(4)」の通知日に、郵送により合格の通知を行う。
 - ② 次のいずれかに該当した者は、入札参加資格を認めない(以下「不合格」という。)ものとし、その旨の理由を付して、前期「3の(4)」の通知日に、郵送により不合格の通知を行う。
 - ア 事前審査の項目を満たさない者
 - イ 事前審査書類に虚偽の記載がある者
- なお、不合格となった場合であっても、申請に要する費用の返却はしないものとする。

(3) その他の注意事項

- ア 参加申請締切日の翌日から参加資格通知日までの間に事前審査の項目に掲げる要件のいずれかを満たさないことが明らかとなった場合は、不合格とする。
- イ 事前審査の結果、入札参加資格を満たす者が1者に満たない場合は、当該入札を中止する。
- ウ 参加資格通知日から開札日までの間に事前審査の項目のいずれかを開札時点で満たさないことが明らかとなった場合は、入札参加資格の合格を取り消すことができるものとする。なお、入札参加資格の合格を取り消されたものがすでに入札を行っていた場合、当該入札は無効とする。また、入札参加資格の合格の取消しは、理由を付して郵送により通知する。

8 入札手続等

(1) 入札方法

申請先	前期「1」の担当部署のとおり
申請方法	入札参加資格に係る結果通知に同封する入札書を使用し簡易書留又は一般書留にて

郵送すること。(前期「3の(5)」の期間内必着)

(2) 入札書に記載される金額

- ① 入札金額は令和3年度の総価を記載すること。(各年度において業務量が多少増減するものであるが、契約金額は毎年同一とするため、3年間の業務量を勘案した上で入札金額を記載すること。)
- ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の相当額(以下「消費税相当額」という。)を加えて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税等相当額を含まない金額を入札書に記載すること。
- ③ 入札金額の見積りにあたっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。

(3) 入札回数

入札回数は1回とする。

9 無効となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札(入札参加資格の合格を取り消された者が、入札参加資格の取消しを受ける前にした入札を含む。)
- (2) 本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
- (3) 開札時において、文字、数字等が判読できない入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められ、又は不正行為が行われたおそれが非常に強い入札
- (6) 同一の入札について、自己の他、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (7) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (8) 数人が共同して行った入札
- (9) 最低制限価格を設定した場合において、これを下回る価格で行った入札
- (10) 再度入札を実施した場合において、再入札通知書で通知する前回最低金額を上回る価格で行った入札
- (11) 明らかに履行ができないと認められる低い価格で行った入札
- (12) 同一の入札回数内において、2以上の入札を行った場合の入札
- (13) その他、指示した条件に違反して入札した者の入札

10 入札の辞退等

(1) 入札書提出後辞退の禁止

入札参加者は、入札書の受付期間内は、入札を辞退することができる。

ただし、入札書提出後の辞退はすることができず、いかなる時点においても入札書の引換え、変更又は撤回を認めない。また、入札の辞退を行った後は、辞退の撤回を行うことはできない。

(2) 辞退の方法

入札参加者は、入札参加資格を喪失する等の事由が生じた等の理由により入札を辞退するときは、入札書の受付期間中に、任意の書式に事業所の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。

(3) 不利益な取扱いの排除

入札を辞退した者に対しては、これを理由として以降の入札参加等において不利益な取扱いをすることはしないものとする。

(4) 入札書未到達の場合の取扱い

入札書の受付期間を過ぎても入札書が到達していない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

1.1 入札執行の中断、延期、中止等

前記「7（3）イ」の場合のほか、入札執行の前又は執行中に、次のいずれかの事由が生じ、入札の執行が困難又は執行すべきでない認められるときは、入札の執行を中断、延期、中止又は従来の紙を用いた入札に変更（以下「中断等」という。）する場合がある。

- (1) 天災地変等により通信遮断、交通断絶等の事由が発生したとき。
- (2) 有力な証拠をもって、入札執行を中断等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する通報があったとき。
- (3) 入札参加を認めなかった者を認めるべき事実があると確認したとき。
- (4) その他やむを得ない事由により入札の執行を中断等すべきと判断したとき。

1.2 開札等

(1) 開札執行

開札場所	堺市総合福祉会館 4階第3会議室
------	------------------

なお、開札時には当該入札参加業者は立会いに参加することができる（立会人は1社1名に限り、参加は任意）。当該入札参加業者の立会がない場合は、当会職員で本業務に関係のない職員立会いのもと実施する。

(2) 落札者又は落札候補者の決定方法

ア 入札参加資格の事後審査を要しない案件

前記「9」に定める入札の向こうに関する要件（以下「無効要件」という。）に該当しない者のうち、予定価格の制限の範囲内で（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札のうち）最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、落札者となるべき銅価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。また、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

イ 入札参加資格の事後審査を要する案件

無効要件に該当しない者のうち、予定価格の範囲内で（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札のうち）最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより決定された落札候補者の行った入札が前記「9」の定めにより無効となった場合、当該くじにて決定する審査実施順位を決定された者がある場合は、当該審査実施順位に基づき落札候補者を決定するものとする。

1.3 入札参加資格の事後審査

- (1) 入札参加資格の事後審査を要する案件については、落札候補者の決定後、執行を保留し、入札参加資格のうち、下記の要件について落札候補者のみ審査（以下「事後審査」という。）を行う。

事後審査項目	事後審査項目なし
--------	----------

- (2) 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後5時まで（郵送の場合は必着）に次の書類を前記「1」の担当部署まで提出すること。

提出書類	提出書類なし
------	--------

- (3) 事後審査の結果、入札参加資格を有すると認めるときは、その者を落札者として決定し、落札決定の通知を行うものとする。落札決定後、5日以内（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。当会が特に指定した場合はその期間内）に契約を締結すること。なお、落札者は、契約締結に際して見積書（見積内訳明細書）を作成し、前期「1」の担当部署へ紙媒体で提出すること。
- (4) 落札候補者になったにもかかわらず、事後審査書類を提出期限内に提出しない者又は事後審査の結果、入札参加資格を満たしていないことが判明した者（以下「事後審査不適格者」とい。）が行った入札については、入札を無効とし、その旨を書面で通知するものとする。なお、この場合においても、

申請に要する費用の返却はしないものとする。

- (5) 事後審査不適合者は、入札参加資格を認められなかった理由について説明を求めることができるので、説明を求める場合は、上記(4)に規定する通知を行った日の翌日から起算して2日後(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。)の午後5時までに前記「1」の担当部署へその旨を記載した書面を提出すること。
- (6) 事後審査の結果、落札候補者の入札が無効となった場合は、前期「12(2)イ」の定めにより再度落札候補者を決定し、同様に入札参加資格の事後審査を行うものとする。

1.4 暴力団員又は暴力団密接関係社でない旨の誓約書

(1) 誓約書の提出

落札金額が500万円(税込)以上の案件については、排除要綱第11条第1項に基づく誓約書(当会様式)を下記のとおり提出すること。

ア 入札参加資格の事後審査を要しない案件

落札者は、契約締結までの間に、契約書類と合わせて前記「1」の担当部署へ提出すること。

イ 入札参加資格の事後審査を要する案件

落札候補者は、前記「13(2)」に定める期限までに、事後審査書類と合わせて前記「1」の担当部署へ提出すること。

- (2) 上記(1)イについて、誓約書を提出期限内に提出しない者が行った入札については、入札を無効とし、その旨の通知を行うものとする。

なお、この場合においても、申請に要する費用の返却はしないものとする。

- (3) 上記(2)に規定する通知を受けた者は、入札を無効とされた理由について、説明を求めることができるので、説明を求める場合は、上記(2)に規定する通知を行った翌日から起算して2日後(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。)の午後5時までに前記「1」の担当部署へその旨を記載した書面を提出すること。
- (4) 受注者は、契約金額が500万円(税込)以上の再委託契約及び資材、原材料の購入契約その他の契約をしたとき(再委託先が資材、原材料の購入契約その他の契約をしたときを含む。)は、当該契約の締結後、当該契約の相手方から堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書(当会様式)を徴取して、速やかに前記「1」の担当部署へ提出すること。

1.5 入札参加資格を満たさなくなった入札参加者、落札候補者又は落札者について

- (1) 会長は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者又は落札候補者が前記「2」に掲げる要件を満たさなくなった場合は、落札者とししないものとする。
- (2) 会長は、落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次のアに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次のイ又はウに該当した場合は契約を締結しない。
 - ア 前記「2」に掲げる要件を満たさなくなった場合(下記イ又はウに該当する場合を除く。)
 - イ 入札参加除外を受けた場合
 - ウ 府警からの通報等があった場合

1.6 入札保証金及び違約金に関する事項

入札保証金は免除する。ただし、落札者が下記(1)又は(2)に該当した場合は、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の消費税相当額を加えて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額))の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとし、下記(3)に該当する場合は、違約金を徴収することができるものとする。

- (1) 正当な理由なく期限までに契約を締結しない場合
- (2) 前記「15(2)イ」又は前記「17(2)ウ」に該当し、契約を締結しない場合
- (3) 前記「17(2)ア」に該当し、契約を締結しない場合

1.7 その他

- (1) 落札決定後、10日以内（会長が特に指定した場合はその期間内）に契約を締結すること。また、契約締結に際しては、見積書を作成し、提出すること。
- (2) 契約保証金 不要。
- (3) 契約書作成の要否 要。
なお、契約書の案については、当会ホームページに掲載しているので必ず内容を確認し、了承した上で参加すること。
- (4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約条項等については、以下のとおり閲覧できる。
 - ア 入札・契約に係る条例・要綱等
以下のアドレスにおいて閲覧できる。
堺市 調達課 関係例規等のページ
<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/chotatsu/kankei.html>
- (6) 入札参加者は、入札参加資格確認申請後、合格の通知を受けた後又は開札後の時点において、前記「2」に掲げる事項を満たしていないことが明らかになった場合は、速やかに当会に報告すること。
- (7) 契約に締結に関しては、落札者に対して別途前記「1」の担当部署から連絡を行う。
- (8) 本件調達に係る契約の締結にあたっては、令和3年度予算の成立を前提とする。
(予算が成立しない場合は、本件調達に係る公告及び入札説明書等に基づいてなされた行為は無効とする。)